明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（厚生労働三〇）　一
〔告　示〕
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（厚生労働七八）　一三
○厚生労働大臣が定める特に業務に従事した経験が必要な者（同七九）　四三
○厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準（同八〇）

省　令

○厚生労働省令第三十号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）及び地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成三十年政令第五十五号）の施行に伴い、並びに同法附則第十四条及び第二十八条、同令第十五条並びに関係法令の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣　加藤　勝信